

職員給与規程

目 次

- 第1条 目的
- 第2条 給与の区分
- 第3条 給与の支払
- 第4条 給与の支給基準及び支給額
- 第5条 昇給
- 第6条 給与の支給
- 第7条 給与の支給定日
- 第8条 給与の減額
- 第9条 休職者の給与
- 第10条 育児休業者等の給与
- 第11条 国際機関等派遣職員の給与
- 第11条の2 自己啓発等休業者の給与
- 第12条 再任用職員の給与
- 第13条 非常勤職員の給与
- 第14条 端数計算
- 第15条 給与簿
- 第16条 本規程の管理部署
- 附 則
- 別表第1 一般職俸給表
- 別表第2 専門スタッフ職俸給表

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法第57条第2項に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）がその職員（任期付研究員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 給与の区分は、俸給及び諸手当（職責手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、期末手当及び業績手当）とする。

(給与の支払)

第3条 給与は、通貨で、直接職員に支払う。ただし、職員の同意を得た場合には、その職員が指定する銀行その他の金融機関の口座への振り込みにより支払うことができる。

2 給与はその全額を支払う。ただし、法令等、及び機構と労働組合又は職員の代表者との協定がある場合においてはその協定に従い、給与の一部を控除して支払うことができる。

(給与の支給基準及び支給額)

第4条 俸給は、職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法A－勤務時間。以下「職員勤務時間規程」という。）第6条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬である。

2 職員に適用する俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表の定めるところによる。

一 一般職俸給表（別表第1）

二 専門スタッフ職俸給表（別表第2）

3 職員の職務は、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、これを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（人事一法B－初任給基準。以下「初任給等基準」という。）に定める。

4 新たに俸給表の適用を受けることとなった職員の号俸は、初任給等基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、職員勤務時間規程第3条第1項ただし書又は同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

5 職員が新たな職務の級に移った場合における適用される号俸は、初任給等基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

6 （削除）

7 諸手当の支給基準及び支給額は、別に定める諸手当支給規程（給与一法A－諸手当支給）による。ただし、理事長が特に認める場合は別段の取扱いをすることができる。

8 第3項の規定による級の決定、及び前項の規定による諸手当の支給に当たっては、事業計画に記載した人件費見積を考慮して行うものとする。

(昇給)

第5条 職員の昇給は、初任給等基準で定める日に、同日前において初任給等基準で定め

る日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）第82条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあっては3号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの）にあっては1号俸）とすることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。
- 3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 4 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号俸数は、勤務成績に応じて別に定めるところにより決定するものとする。
 - 一 55歳を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものを除く。）特に良好である場合
 - 二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級又は4級であるもの
 - 次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合
 - イ 3級 特に良好である場合
 - ロ 4級 極めて良好である場合
- 5 前4項に規定する昇給は、事業計画に記載した人件費見積を考慮して行うものとする。

（給与の支給）

- 第6条 給与のうち俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給は、第7条に規定の支給定日が属する月の分とする。
- 2 第8条の規定による減給、及び時間外勤務手当の支給は、第7条に規定の支給定日が属する月の前月分とする。
 - 3 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
 - 4 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
 - 5 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
 - 6 第3項又は第4項の規定によって俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から職員勤務時間規程第4条第1項及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与の支給定日）

- 第7条 俸給及び諸手当（期末手当及び業績手当を除く。）は毎月18日、期末手当及び業績手当は6月30日及び12月10日を支給定日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は職員勤務時間規程第10条で定める休日（以下「休日」という。）に当たるときには、その日の以前において最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給定日

とする。

- 2 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため、俸給の支払を請求した場合には、俸給の支給予定日以前であっても、前項の規定によらず、請求の日までの俸給を日割計算によって速やかに支給する。

(給与の減額)

- 第8条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間規程第10条に定める休日及び同規程第11条に規定する振替休日である場合並びに同規程第14条、第19条、第21条及び第23条に規定する休暇による場合その他勤務を要しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務をしない1時間につき、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに職責手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。その他俸給の半減に関し必要な事項は別に定める。
- 3 職員が国公法第82条の規定により給与減給処分を受けた場合には、当該職員には、その処分の内容に基づいて減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国公法第79条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、当該職員には給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり国公法第79条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により国公法第79条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、この休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が国公法第79条第1項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が国公法第79条に基づく人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、別に定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 国公法第79条の規定により休職にされた職員には、他に法律の定めが別段ない限り、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で諸手当支給規程第16条第1項に規定する期末手当基準日前1箇月以内に退職し、若しくは国公法第38条各号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡したときは、第7条に規定の支給定日に、第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員についてはこの限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、諸手当支給規程第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、諸手当支給規程第17条中「前条第1項」とあるのは、「職員給与規程第9条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業者等の給与)

第10条 育児休業者及び介護休業者の給与の支給については、育児及び介護休業等に関する規程(人事一法B-育児休業等)による。

(国際機関等派遣職員の給与)

第11条 職員就業規程(人事一法A-就業規程)第31条の定めに基づき国際機関等に派遣された職員には、理事長の承認を得て、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

(自己啓発等休業者の給与)

第11条の2 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第3条第1項の規定に基づき承認され自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業者の給与)

第11条の3 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第3条第1項の規定に基づき承認され配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(再任用職員の給与)

第12条 国公法第81条の4第1項の規定により採用された再任用職員の俸給月額、俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、第4条第3項の規定により分類された職務の級に対応した額とし、同法第81条の5第1項の規定により採用された再任用職員の俸給月額は、俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、第4条第3項の規定により分類された職務の級に対応した額に、算出率を乗じて得た額とする。

(非常勤職員の給与)

第13条 非常勤職員については、理事長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、給与を支給する。

(端数計算)

第14条 第8条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の俸給月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

(給与簿)

第15条 給与の支給に当たっては、事業所及び職員ごとに給与簿を準備し、給与計算の基礎となる事項及び給与の額等を記入しなければならない。

(本規程の管理部署)

第16条 本規程を管理する担当部署は、企画管理部人事企画課とする。

附 則 (平成13・04・01 評基第013号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

第2条 第5条第4項の規定にかかわらず、機構移行前において給与法に規定の昇給停止に関する経過措置の適用を受けていた職員にあっては、その例による。

第3条 第8条第2項に規定の俸給の半減に係る別の定め、第9条第5項に規定の休職の期間中の手当の支給に係る別の定め及び同条第7項に規定の期末手当を支給しない者に係る別の定めを含め、その他この規程の運用に関し必要な事項は別に定めるものとし、これらを定めるまでの間は、給与法を適用される国家公務員の例による。

附 則 (平成13・12・04 評基第003号)

(施行期日)

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14・11・29 評基第011号)

(施行期日)

第1条 この規程は、制定の日の属する月の翌月の初日(制定の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則 (平成14・11・29 評基第012号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15・12・01 評基第010号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成16・10・29 評基第007号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年10月29日から施行する。

附 則 (平成17・07・01 評基第011号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成 17・12・01 評基第 016 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18・03・31 評基第 036 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（俸給の切替等）

第 2 条 この規定の施行日の前日から引き続き適用を受ける職員の俸給及び号俸の切替及びこの規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

（経過措置）

第 3 条 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員及び平成 18 年 4 月 1 日以後初任給等基準第 15 条第一号による人事交流等により引き続き別表に掲げる俸給表の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が平成 18 年 3 月 31 日において受けていた俸給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなるものには、平成 26 年 3 月 31 日までの間俸給月額のほか、その差額に相当する額（別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が 6 級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給するものとする。

附 則（平成 19・03・27 評基第 016 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19・07・31 評基第 005 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19・12・03 評基第 014 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に規定する別表の適用は、平成 19 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 21・12・01 評基第 010 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 1 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置）

第 2 条 平成 22 年 1 月 1 日に行われる第 5 条の規定による昇給については、同条中「同日前において初任給等基準で定める日以前 1 年間」とあるのは「平成 21 年 1 月

1日から平成21年9月30日までの間」とする。

附 則（平成22・12・01評基第002号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（55歳を超える職員の俸給月額減額支給）

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この条において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第8条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜ俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この条において同じ。）に達しない場合（以下のこの条において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この条において「俸給月額減額基礎額」という。））

二 第9条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第9条第1項 前号に定める額

ロ 第9条第2項又は第3項 前号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第9条第4項又は第5項 前号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算は、日割計算による。

3 附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第8条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当並びに職責手当及び寒冷地手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに職責手当及び寒冷地手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として理事長が認めるものの平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 24・03・13 評基第 020 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

（平成 24 年 4 月 1 日、平成 25 年 4 月 1 日及び平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整）

第 2 条 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の昇給その他の号俸決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（同日において 30 歳に満たない職員であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

2 平成 25 年 4 月 1 日において 31 歳以上 39 歳未満の職員のうち、調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

3 平成 26 年 4 月 1 日において 45 歳に満たない職員のうち、調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 25・02・19 評基第 006 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25・12・25 評基第 005 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26・03・25 評基第 003 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 第 11 条の 3 の規定の適用については、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令により、平成 26 年 2 月 21 日とする。

附 則（平成 26・12・02 評基第 014 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 12 月 2 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に規定する別表の適用は、平成 26 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 27・03・31 評基第 007 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 28 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例）

第 2 条 平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 5 条第 2 項（育児及び介護休業等に

関する規程第6条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

- 2 前項の規定は、平成27年4月1日以後初任給等規準第15条第一号による人事交流等により引き続いて職員となった者であり、かつ、平成27年3月31日までの間における昇給に関して前項の規定に準ずる適用を受けた職員については、適用しない。

(俸給の切替等)

第3条 この規定の施行日の前日から引き続き適用を受ける職員の俸給及び号俸の切替並びにこの規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

(経過措置)

第4条 平成27年3月31日から引き続き別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員及び平成27年4月1日以後初任給等基準第15条第一号による人事交流等により引き続いて別表に掲げる俸給表の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が平成27年3月31日において受けた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

附 則(平成28・02・09評基第022号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年2月9日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成27年4月1日からとする。

(給与の支給等の特例)

第2条 平成27年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則(平成28・11・29評基第010号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年11月29日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成28年4月1日からとする。

第2条 平成28年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則(平成29・12・15評基第003号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成29年12月15日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成29年4月1日からとする。

第2条 平成27年1月1日に抑制された昇給を回復するため、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整する。

第3条 平成29年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（平成30・12・12評基第006号）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日からから施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成30年4月1日からとする。

第2条 平成30年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20191206評基第003号）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日からから施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成31年4月1日からとする。

第2条 平成31年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20200428評基第004号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表（第4条、第12条関係）

職員 の区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	

職員 の 区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				

職員 の区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

別表第2 専門スタッフ 職俸給表 (第4条、第1 2条関係)職 員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	328,900	428,600	481,300	615,700
	2	330,900	433,000	486,900	652,300
	3	332,900	437,000	492,400	688,900
	4	334,900	441,100	497,800	
	5	336,900	444,900	503,100	
	6	338,900	448,800	508,300	
	7	340,900	452,100	513,400	
	8	343,000	455,600	518,100	
	9	344,900	459,100	521,600	
	10	346,800	462,400	524,400	
	11	348,700	465,300	527,200	
	12	350,800	468,000	529,800	
	13	352,700	470,400	531,900	
	14	354,500	472,700	533,900	
	15	356,400	474,600	535,600	
	16	358,300	476,300	537,400	
	17	359,900	477,600	539,000	
	18	361,800	478,900	540,400	
	19	363,500	479,800	541,400	
	20	365,200	480,800	542,600	
	21	367,000	481,600	543,500	
	22	368,900	482,400		
	23	370,700	482,600		
	24	372,600			
	25	374,300			
	26	376,000			
	27	377,800			
	28	379,500			
	29	380,900			
	30	382,600			
	31	384,300			
	32	385,800			
	33	387,600			
	34	388,900			
再任用職員 以外の職員	35	390,300			
	36	391,800			
	37	393,100			

	38	394,200			
	39	395,300			
	40	396,300			
	41	397,300			
	42	398,400			
	43	399,400			
	44	400,300			
	45	401,100			
	46	401,500			
	47	401,900			
	48	402,200			
	49	402,500			
	50	402,800			
	51	403,100			
	52	403,400			
	53	403,700			
	54	404,000			
	55	404,300			
	56	404,600			
	57	404,900			
	58	405,200			
	59	405,500			
	60	405,800			
	61	406,000			
	62	406,300			
	63	406,600			
	64	406,900			
	65	407,100			
	66	407,400			
	67	407,700			
	68	408,000			
	69	408,200			
	70	408,500			
	71	408,800			
	72	409,000			
	73	409,200			
	74	409,500			
	75	409,800			
	76	410,000			
	77	410,200			
再任用職員		324,400	425,600	480,400	615,700